

身体障害者等歩行困難者用の

駐車禁止除外指定車標章のオンライン申請について

オンライン申請の概要

パソコンからインターネットを利用して申請することができます。

スマートフォンでは手続きできません。

申請手続から審査結果の通知までオンラインで行いますが、標章の交付は、申請時に希望された窓口（兵庫県内の各警察署交通課又は兵庫県警察本部別館 10 階（交通規制課））で行います。

ただし、次に該当する方はオンライン申請できません。

兵庫県内の各警察署交通課又は兵庫県警察本部別館 10 階（交通規制課）で申請してください。

- 再申請の方で、標章を紛失・滅失・盗難等の事情により、返納することができない方
- 現在有効な標章の交付を受けている方のうち、新しい標章の交付までに、その標章の有効期限が切れる方で、有効期限の延長を希望される方

【駐車禁止除外指定車標章の概要】

兵庫県内にお住まいの身体等に障害がある方（以下「身体障害者等」といいます。）へ駐車禁止除外指定車標章を交付しています。

身体障害者等が現に使用中の車両に限り、道路標識等により駐車を禁止した場所又は時間制限駐車区間（パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備の設置場所）の駐車禁止の交通規制から除外されます。

なお、駐車禁止の交通規制から除外されるには、当該車両の前面の見やすい箇所に交付を受けた標章を掲示することが必要です。

交付対象の確認は、下記をご覧ください。

交付の対象となる障害の程度

兵庫県内にお住まいの、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記の等級に該当される方と色素性乾皮症の方が交付対象です。

障害の区分	身体障害者手帳をお持ちの方	戦傷病者手帳をお持ちの方
視覚障害	1 級から 4 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害	3 級	特別項症から第 4 項症までの各項症
下肢不自由	1 級から 4 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 移動機能	1 級から 4 級までの各級	
心臓・じん臓・呼吸器又は小腸の機能障害	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
ぼうこう・直腸の機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級	
聴覚障害	2 級及び 3 級	特別項症から第 4 項症までの各項症
上肢不自由	1 級及び 2 級（2 級にあつては、両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠くものに限る。）	特別項症から第 3 項症までの各項症
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 3 項症までの各項症

	療育手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	色素性乾皮症の方
障害の程度	療育手帳 重度（A）	精神障害者保健福祉手帳 1 級	

相談窓口

申請に関するお問い合わせは、兵庫県警本部交通規制課（代表電話：078-341-7441）までお尋ねください。

必要書類

(1) 障害者手帳（身体障害者手帳、戦傷者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

色素性乾皮症の方の場合は、色素性乾皮症と認定を受けたと確認ができる証明書

※氏名、住所、障害名、等級、判定の記録等の記載がある部分をご用意ください。

(2) 再申請の場合は、現在お持ちの標章

【代理人が申請手続をされる場合】

- ・上記の必要書類（１）～（２）
- ・委任状（様式に定めはありませんので、各自でご用意ください。）又は電子委任状

※障害の事情により、委任状を作成できない場合は、除きます。

(委任状の作成例)

委任状

私は、 **代理人氏名**

(続 柄) を代理人と認め、

駐車禁止除外指定車標章の交付申請に

関する一切の権限を委任します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所

氏 名 _____

申請に係る留意事項

- ・ オンラインによる申請から標章の交付まで、概ね 10 日前後の期間がかかります。
(閉庁日を除く。)
- ・ 申請に補正等が必要な場合、その補正状況によっては、交付までの期間が延長される場合があります。

ご使用にあたっての注意事項

- ・ 公安委員会が道路標識等で指定した駐車禁止場所及び時間制限駐車区間（パーキング・チケット、パーキング・メーターが設置された場所）で駐車することができます。
- ・ 標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、標章の表面（「駐車禁止除外指定車標章」と表示された面）に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。
- ・ 兵庫県以外の時間制限駐車区間では駐車できない場合や、障害の級別によっては、駐車規制から除外されない場合がありますので、県外において駐車する場合は、事前に各都道府県警察にお問い合わせください。
- ・ 付近に駐車施設があるときは、できるだけ駐車場を利用するよう努めてください。

【次のような場所や駐車方法では、標章を掲示していても駐（停）車違反になります】